

●使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

○使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十一年千葉県規則第二十九号）に関する資料

新	旧
<p>別表第二（第四条第一項） 一〜九十一 略</p> <p>九十二 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ・ロ 略</p> <p>（削る。）</p> <p>ハ 特定民間再開発事業認定申請手数料 ニ 地区外転出事情認定申請手数料</p> <p>九十二の二 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 特定民間再開発事業認定申請手数料 ロ 地区外転出事情認定申請手数料</p> <p>九十二の三 特定の民間再開発事業認定申請手数料 九十三〜百三十三 略</p>	<p>別表第二（第四条第一項） 一〜九十一 略</p> <p>九十二 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ・ロ 略</p> <p>ハ 特定の民間再開発事業認定申請手数料 ニ 特定民間再開発事業認定申請手数料 ホ 地区外転出事情認定申請手数料</p> <p>（新設）</p> <p>九十三〜百三十三 略</p>